

1 単元の株式の数の変更に関する取締役会決議公告

平成 17 年 10 月 18 日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金一丁目 11 番 10 号
竹 田 印 刷 株 式 会 社
代表取締役社長 齋 藤 正 俊

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、平成 17 年 8 月 25 日開催の当社取締役会において、1 単元の株式の数の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

敬 具

記

平成 17 年 11 月 1 日（火曜日）付をもって、1 単元の株式の数を 1,000 株から 100 株に変更する。

以 上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、平成 17 年 11 月 1 日（火曜日）付をもって、名古屋証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。
2. 平成 17 年 10 月 31 日（月曜日）現在で登録单元未満株式を 100 株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録单元未満株式のうち 100 株の整数倍の株式は、100 株券にて株券を交付いたします。
3. 1,000 株券及び 10,000 株券をご所有の株主各位につきましては、100 株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記名義書換代理人において、平成 17 年 11 月 1 日以降 100 株券に分割していただくか、株券保管振替制度をご利用ください。
4. 100 株券への株券引換えのお手続きにつきましては、平成 17 年 10 月下旬に別途ご案内状をお送り申し上げます。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。

名義書換代理人 〒460 8685 名古屋市中区栄三丁目 15 番 33 号
事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
(お問合せ先) 電話 (052) 262-1520 (代表)
同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店